

総社市教育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第15号

総社市教育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市教育施設使用料徴収条例（平成17年総社市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前							
(使用料等) 第4条 第2条の規定により利用を許可した場合は、次の区分により使用料及び加算使用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、公益を目的とするもの又は教育委員会において特に必要があると認めたものについては、使用料等を減免することができる。 (単位：円/時間)										(使用料等) 第4条 第2条の規定により利用を許可した場合は、次の区分により使用料及び加算使用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、公益を目的とするもの又は教育委員会において特に必要があると認めたものについては、使用料等を減免することができる。 (単位：円/時間)							
(1) 略										(1) 略							
(2) 公民館										(2) 公民館							
中央公民館			西公民館・東公民館		昭和公民館		清音公民館		分館	中央公民館			西公民館・東公民館		清音公民館		分館
大会議室	会議室 和室	市民ギ ャラリ ー スポッ トライト 一式	講堂	会議室 和室	大会議 室	会議室 講習室 和室	大会議 室	研修会 議室 和室		大会議 室	会議室 和室	市民ギ ャラリ ー スポッ トライト 一式	講堂	会議室 和室	大会議 室	研修会 議室 和室	
300	150	1日当 たり 500	300	150	300	150	300	150	100	300	150	1日当 たり 500	300	150	300	150	100

改正後		改正前	
略		略	
(3) 図書館		(3) 図書館	
展示ホール	多目的室	展示ホール	視聴覚室
300	150	300	150
(4) 略		(4) 略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料について適用する。